

時評

駅通情報

第84号

北海道における郵便運送

(陸路便)の実態を探る(三)

総言

前号でも書いたように「陸路便」による郵便運送は、郵便制度創設と同時に開始されたもので、郵便業務運行と「切つても切れない縁(えにし)」がある。

郵便制度と同時に「陸路便」の実態を探る。それ以前の郵便開拓時代にあつても荷物を搬出してある受取人に届くまでの間は、専ら「脚夫による運送が必要であった。

しかも、「きらに運れば、人間二人いるところ」に意志のそ通があり、通信が始まつたといわれている。さて、北海道における郵便制度の郵便運送を振り返つてみると、郵便取扱人採用に当たつては、從前より郵便運送に因縁する官職(駕廻)の支配人等を当てたことは本筋でも既に触れておいた。

以後、郵便制度が奥地に及んで来たつて、奥地は、民間運送業者等によつて運送されたものであるが、現在その実態を把握しようとしてもその資料が現存せず、粗略すら明らかでないものである。

しかし、現在把握している極めて少ない資料のみでもまとめておこうと、本稿記述に至つた次第である。

6. 交換便開設の状況
(1) 郵便交換所制の施行

以上のとおり、北海道の郵便制度施行上、鉄道郵便は別にして、陸路便における交換便の設定について検討してみると、「函館を起点として、七車から分岐し、大野を経由して中山峠を経て、江差に至る」間は、「延長二十里余りもあつて、至つて長距離であるところから、この間の郵便運送は至つて困難であることは、現地を検分するまでもなく、以上の資料によつても明らかである。これを救済するため、その中間の中山峠と脚との二か所に郵便局を開設し、兼ねて郵便運送の基地にしようとする構想である。

しかし、前述のとおり、中山峠開設局の管轄区域は、山嶺豪雪の山中であるためその周辺には住民がほとんどなく、郵便局としての機能を發揮するに至らず、明治十四年三月二十二日に至つて廃止されるに至つた。そのため中山峠開設局は郵便運送としての任務が果せずに終つたが、これに代つて中山峠に交換所を設け、これを救済することとした。

(一)函館局からの脚夫は、江差局での郵便行李を携行し、一方江差局の脚夫は、函館局での郵便行李を携行し、両者は、中山峠交換所において落ち合ひ、それぞれ携行した相手局にて郵便行李を交換して帰るというものであつた。

この制度としては、前項のとおり、明治二十年三月に至つて廢止され、翌月から新たに郵便運送所(のちの郵便廻立所)の制度を設け、これに吸収したのであつた。

(二)全道一周郵便輪廻網完成までの空白の十年間

郵便運送という意味から、全道一周郵便制度の末し方を展望すると、それは苦難の歴史であった。現在に至ると、それは「よぐも、ここまで」という感があるが、忘却のかなたである。

先人の苦難を忍ぶため、創業から北海道一周郵便輪廻

情 報 駅 通

完成までに貢献された、民間十里以上の郵便取扱所（郵便局）を挙げると、

一、札幌・千歳間 十里余

三、広尾・大津間 十二里一十三町

四、網走・厚岸間 十四里十七町

五、大野・鶴岡 遠里八町

六、天塩・宗谷間 二十里四町

七、宗谷・枝幸間 二十五里四町

八、枝幸・紋別間 二十三里十五町五十間

九、紋別・網尻間 二十二里五町五十七間

以上のとおり、オホーツク海沿岸の時間距離が二十里以上あることはともかく、十里以上の時間距離の区間が五ヶ所もあり、ここに書き上げていかないが、八里・九里といつた時間距離の区間も十ヶ所近くもあるのが実態であつた。これらの区間は船員・往来から駆逐を本務とする駆逐機関、又は極く一部の民間運送業者に頼らざるを得ないのであつた。

8、空白の十年間（郵便運送の資料皆無）
北海道の行政は、明治十五年八月、開拓使の統治から「函館・札幌・根室」に島が置かれ、三縣分治の時代に入り、明治十九年一月まで続いた。以後、北海道全島が一括統治されるに至つた。この四年六ヶ月の間に中にしてその前後十年間は、全道統一的行政は、やや停滞したよう認められた。これらは、郵政業務にも影響して、駅通の責負うべき郵便運送にも及んだ。

しかし、それは、郵便運送という業種のせいでもあり、それは空つて意味で余り社会の表面に出ることがなかつたからでもあろう。近年に至つてからは同じ郵便運送でありながらその主役は、鉄道、航空機、車両運送へと移行し、さらに入馬による陸路便のシェアは求められてきた。しかし、それは、郵便運送に限らず、本来の郵便業務全般について見ても、標題の約十年間は一般行政ばかりでなく、郵便業務

についても動きが停滞し資料も注視されるものは見当たらないのである。これは、三縣分治の影響だけが原因であろうか。

五 郵便運送所の開設と郵便運送請負人の選定

1、郵便運送所制度制定の取決め文書
明治二十年前後に至つて、民間距離が遠く、郵便局付属の郵夫が担うべき郵便運送が困難である場合、郵便運送の程度を図るため郵便局間に郵便運送所を設ける制度が考案された。

以上記述したように、創立当初は郵便取扱人（郵便局長）の権限として、實行面で地元の郵便取扱人や民間運送業者等に郵便運送を請負わせ、運行してきた。

以上、資金借款があつた後、明治二七年四月郵便運送所設置規定が施行された。（實際には、明治十八年に郵便運送所の名のものに実施していた記録がある）

さて、現在に至ると、現地における実態は明らかでないが、数少ない資料から推測し、検討してみると以下のとおりである。

明治三十年代に入つての資料であるが、人馬運送所（駅通所）に郵便運送を請負わせるに当たつて、駅立所請負人の資格等について札幌郵便局長と北海道厅との間に、取り交した文書がある。

（資料四）

郵便物運送ヲ人馬運立所ニ受負ハシムル件二付ナハ貴廳

札幌郵便局長開會（明治三十一年十月七日）

監印第二〇六七號

郵便物運送ヲ人馬運立所ニ受負ハシムル件二付ナハ貴廳ト常時トノ開會ニ意見ノ行處アリ爲ニ往復ヲ重ね候處尚意志ノ徹底セテリヤニ被有候處要スルニ三等局ニ於テハ規則上同長自身ニ通達ノ受負ヲナスモノニ付三等局長ト人馬輸立所ト協議ノト之下受ヲナスハ路別ニ候得共當局ニ於テ此ノ分ヲ人馬運立所ニ受負ハシムルコト制規上承認致候タ唯郵便局ノアラサル地ニ於テ單ニ郵便運送受

- 負ノミテ原宿ト爲ス郵便物送達課所ノ分り人馬廻立所ノ受負ト爲スニ付テハ左ノ條件ヲ附シ十分ノ責任ヲ負ハシムルコトニ御承認相成候ハバ意義無之義ニ有之候。
- 一、郵便物送達ヲ取扱ハシムヘキ人馬廻立所取扱人ハ左ノ資格ヲ有スルモノニ就キ規定シ又之ト同一ノ資格ヲ有スル者凡引受人テ立子孫ヘキモノニ限ル。
- (1) 年齢二十歳以上ノ男子ニシテ土地又ハ家屋ヲ有スルモノ
- (2) 調規則法令等ノ大體ヲ解得シ得ヘキ能力ヲ有スルモノ
- (3) 郵便電信二箇スル刑ヲ受ケ又ハ禁制以上ノ刑ニ處セラレ若ハ家賃分取ノ宣告ヲ受ケ未タ償務ノ所爲ナキモノ
- 二、郵便物送達上又ハ人馬廻立取扱上何レカ一方ニ於チ不都合アルトキハ兩職アリセテ解免スルモノトシ其ノ事故ヲ發見セル一方ヨリ其ノ旨通知協商ノ上ハ道廢ハ速ニ第一項ノ資格ヲ有スル後任者ア選定スヘキモノトス。
- 但シ犯罪其ノ他ノ事故ニ依リ緊急ニシテ協商ヲ傍ツ能ハサル場合本文ニ拘ラズ各主管廳ニ於テ直ニ其ノ主管ノ職務ヲ履歴シ後遺職スヘキモノトス。此ノ場合ニ於テモ後任者選定方ハ本文ニ從フ。
- 三、現在ノ人馬廻立所取扱人ニシテ第一項ノ資格ヲ有スルモノハ東ル三十二年度ヨリ郵便物送達ヲ受負ハシムルコトニ本省ヘ提請實行スルモノトス。
- 四、郵便物送達規定地ニ在リテハ少クモ武治頭ノ馬匹供給二箇支ナキモノア要ス。
- 五、郵便物送達ヲ受負ハシタル廳空所位置ニシテ特案置局トセウルル場合は其ノ開局ト共ニ郵便物送達ヲ解免スルモノトス。
- 右更ニ及御協調候御難支ノ有無御回答相成度

江戸時代・北海道で実施された
旅宿・廻立制の特性を見る(二)
一ときの施政者の方針により大きく変化――

二、和人地における宿駅制の実態

2、運見使による指摘の有無(第83号からの続き)

一(資料四)

例一、尻内よりハギチリヘ通行したが、少しの由でハギチリ川増水で、腰の上迄人馬は幾つも有之、四十九番跡も本多し、然れども此間出本の時本押し候……流本等道中に有之所幾所も有リ……

通行中、右のような状態で、一行はたびたび通行が阻害されたといふ。和人地のうちでも松前街道といえれば特に整備が行き届いていた街道といわれているのに、以上のような状態であった。また、尻内村では、

「例二、村役人が乗りて、当所は当節御役人通行多、人馬系

支拂に付、過留いたし貴様様」

とあって、最近は、役人の通行が多く綱立てに支障が出ているので、一行は、今晩は当地で宿泊してくれといふのである。この地の宿場(勘定村を含む)では、「和人何匹」の負担が指定されているのか明らかでないが、人馬の出勤が限界を超えた様子である。

三、蝦夷地における宿駅の状況

1、場所説明の中における宿駅の実態

蝦夷地の宿駅制についてには、その形態、運営状況等の概況が、本州や和人地の宿駅と全く相違している。この地の宿場(勘定村を含む)では、「和人何匹」の負担が指定されているのか明らかでないが、人馬の出勤が限界を超えた様子である。

それも時代が下つて、北方警備のため諸藩の武士達が奥地に駐屯するに当たって、その途中の沿道には通行者が激増した。そのため廳立てもまた増加し、その廳立人足にかりに示されたアーヴィングの勞役も過剰を極め、彼らの生活も極端に困ったのであった。

以下、蝦夷地の宿駅制の実態を見よう。

文久九（一七一二年）東蝦夷地の「アタ場所」の請負いを希望した和田屋茂兵衛に対し、幕府（勘定奉行）側が示した入札条件が残されている。

その入札条件十一項目中、宿駅に關係のある箇項を擧げると、次のとおりである。

〔資料五〕

〔前略〕

1. 公文通送の人馬廳立の事
2. 官吏通行、又は警備兵卒等通行旅宿請負の事
3. 諸國船救助の事
4. 外國船見精次第を報の事
5. 松明三百本・鞋三百足年々新規備替の事
6. 草半百本（長九尺七寸）同上の事

〔和田町史〕

というものであった。

このうち、南駅に直接關係のある項目は「1、2」であるが、この入札条件には当然のことながら旅人の宿泊、御用状の搬送りと人馬の廳立に当たるのは、前述のとおりアーヴィング人であつた。

これも、寛政年代以降、太平洋沿岸においては、外國船の体格道路沿いは、関係諸藩士等を主とする旅人の往来、及び公用印書、物品の搬立等によつて否応なく宿駅制の強化が迫られるに至り、以後、幕府直轄、松前藩支配等を経て遅しながら明治維新を迎えるのである。それまでの間、これに對応する宿駅制は、場所請負制の側面において施行されたのであった。しかし、場所請負人の負担において運営するといふものの、

最初の阶段を提供するのは前述のとおりアーヴィング人であった。また後述のとおり、蝦夷地における場所請負人經營による会所付属体所の運営について御用所から次の断簡がある。駿南運営上の数少ない断簡事項として取り上げておいた。

〔以下次号〕

明治政府へ引越がれた宿駅制（13）

— 西海岸道「福山・江差経由—島牧」 — (六)

11. 駅吹：しお手き

(開拓使事業報告による)

一、位置 稲山郡吹村

二、驛駅との距離 石崎へ 一里十四町三十二間
木ノ子へ 二十五町二十二間

三、廳立・廻日費錢

福島駅二回り

四、沿革 小砂子駅二回り

五、他の資料による状況

1. 位置

設置年月不詳。從来ヨリ村役人宅ヲ以テ駅場ニ充チ明治十二年十月駅法更正ニ及ブモ人馬廳立所ヲ設ケルモノナシ。

2. 駅駅へ連スル距離等

木ノ子駅江二十五丁三十二間

石崎駅江一里十四丁五十三間
内三十二町山道ニシテ精闢難トス。

3. 駅駅取扱人並給料

幕末元戌中年ヨリ村役役アンチ駅門ヲ兼シム。以來、管轄役員ノ事ヲ扶ラシム駅官都テ民賣トス。

4. 駅馬と人馬費錢

從來カラ村民所有ノ馬ヲ兩次運送し、別三個馬ヲ設ケス。

人馬貢賦ハ前駅ト同ジヲ以テ省略ス
5. 解説

特に記載すべきものはないが、本駅周辺の宿場は隣駅との距離が近いことに気付く。

考査するに、当地方は「和人地」といつても平地が少なく、島地も限られていて居住する農民も、自治体を形成するのがやつとの状態であり、從つて宿駅を構成するにも容易ではないのが実態である。

また、助郷村を構成するのも村を構成するに十分ではなく、苦肉の策として、近距離、小宿場を形成するに至つたのではないか。

12. 木ノ子

きのこ

(開拓使事業報告による)

13. 上ノ国

さきた

(開拓使事業報告による)

14. 上ノ国

かみのくに

(開拓使事業報告による)

15. 小砂子駅

こいのす

(開拓使事業報告による)

16. 福島駅

ふくしま

(開拓使事業報告による)

17. 人馬稚立

じんまちだ

(開拓使事業報告による)

18. 沿革

えんがく

(開拓使事業報告による)

19. 小砂子駅

こいのす

(開拓使事業報告による)

20. 沿革

えんがく

(開拓使事業報告による)

21. 國駅への距離

こくえきへのきょり

(開拓使事業報告による)

22. 位置

じしよ

(開拓使事業報告による)

23. 位置

じしよ

(開拓使事業報告による)

24. 位置

じしよ

(開拓使事業報告による)

人馬貢賦ハ前駅ト同ジヲ以テ省略ス
5. 解説

特に記載すべきものはないが、本駅周辺の宿場は隣駅との距離が近いことに気付く。

人馬貢賦ハ前駅ニ同ジ
5. 解説

従來カラ村民所有ノ馬ヲ以テ運送ス
5. 駅馬と人馬貢賦

人馬貢賦ハ前駅ニ同ジ
5. 解説

1. 塩吹駅への距離が開拓使事業報告では十五町余、他の資料では二十五丁余とあつて違があるが、いずれにしても至つて近距離にある。これでは、中間の一駅を廢駅にしてよいと思われるが塩吹宿の解説に記載のような事情があるのであろう。

2. 明治十二年の函館支厅管内の駅制大改正のさい都人地の宿駅は人馬稚立所(私宮)に移行した向きが多かつたが、同所は小駅であつて運営が難しく設置を中止する者がなく、從来どおり村民が交替で運営しているという。

3. 位置

松山郡木ノ子村

4. 沿革

塩山より江差二至ル西海岸通りニ在ル

5. 位置

松山郡北村

6. 沿革

設置年月不詳、從來ヨリ村役人ノ宅ヲ以テ駅場ニ充フ。明治十二年十月駅法更正ニ及ブモ人馬稚立所ヲ設ケルモノナシ。

7. 國駅への距離

上ノ国二里三町二十三間、矩ニヨリ小畠アリト駅所基ヲ離ナラズ。

8. 沿革

設置年月不詳、從來ヨリ村役人ノ宅ヲ以テ駅場ニ充フ。明治七年二至つて之ヲ廢ス。

9. 位置

松山郡木ノ子村

10. 沿革

設置年月不詳、從來ヨリ村役人ノ宅ヲ以テ駅場ニ充フ。明治十二年十月駅法更正ニ及ブモ人馬稚立所ヲ設ケルモノナシ。

11. 國駅への距離

上ノ国二里三町二十三間、矩ニヨリ小畠アリト駅所基ヲ離ナラズ。

12. 位置

塩吹駅二十五回二十一間海岸ニシテ半夷ナリ。

13. 路面電機人並給料

万延元庚申年八月村書記役芳田長左衛門駅場取扱ヲ以

二、人馬継立

福島駅二回

四、貢目賃料

小砂子駅二回

五、他の資料による状況

1. 位置の図

福島駅上ノ国村福山ヨリ西館ニ至ル西海岸通りニ在リ

本駅設置年月不詳。駒来ヨリ村役人ノ宅ヲ以テ駅場ニ充フ。

明治十二年十月駅場更正ヲ為スト駅名人馬継立所ア設

タルモノナシ

3. 駅名と連絡距離

福島駅五郎手駅ニ至ル一里十八町四十六間道路筋平相

4. 駅通取扱料金

(1) 天保七丙申年福島國福山郡本駅平民森村兵衛江駅場取

扱ヲ申付、一ヶ年給料金五円、米七石、鰯二万一千尾

ヲ村費ヲ以テ支給ス。

(2) 安政二年同平民秋田孫吉同上勤務給料元ノ如シ。

(3) 安政六年七月同平民太村孔方福門江駅場取扱ヲ申

付一ヶ年給料金八円米七石、鰯二万二千尾村費ヲ以テ

支給スル前ノ如シ。

(4) 明治元戌辰年十月中國幸民鶴谷与三治同上、取扱ヲ申

付ケ給料前ノ如シ。其他の家賃ハ村費トス。

5. 駅馬

從來村民所有メ馬ヲ以テ運送ス

6. 人馬賃料

福島駅二回

7. 荷物賃料

前駅二回

8. 渡舟場

福島駅二回

馬一疋八厘七錢未満ハ無賃夜中ハ人馬共金一錢人力車

及大小車共一疋五厘馬車金二錢諸荷物無賃トス。渡守

ハ本駅平民駕場又四郎ナリ。

六、解説

1. 右右「1. 位置の図」で、福山ヨリ西館ニ至ル西海岸通りに在るとあるのは、「福山ヨリ江差ニ至ル」の開通である。

2. 「人馬継立及び貢目賃料」は福島駅二回とあるが、福島駅の項には

人足	平路	五 鉄	馬	七 鉄	その他西館に同じ
	陸路	七 錢五 厘		十 錢五 厘	

と、ある。

右、人馬継立、貢目賃料は、松前街道及び西海岸道沿いに在るとあるのは、「福山ヨリ江差ニ至ル」の開通である。

3. 本駅通路では、明治十一年の西館支庁管内の駅法大改正のさいに民営化されたが、人馬継立所の經營を引受けた者がなく、従前と同じく、村民協力して運送した宿場

がほんどある様子である。

4. 本駅の駅通取扱いは、天保以來森村某に委託させていて、その手当は給料として年金五円のほかと手賃を支給している。この給与は本駅通路の駅通取扱者には頗り

の給与を支給している。各駅（村）は隣接して同一歩調をとつたのであろう。

5. 本村は流れの天ノ川は、比較的大川であり西川に使う渡し舟は官（松前町又は西館支庁）[開拓使]で管理し、交付したものであるという。

発行年月日 平成二十四年二月五日

発行者 布 無 料

史学研究会 主宰 宇川 陸 越

TEL ○一一五七一ー三六〇番
ホームページ https://ekiteijyoho.web.fc2.com/